

現地調査結果報告：フランス

【期 間】 2012 年 2 月 23 日（木）～24 日（金）

【訪問先機関】

- 司法省 (Ministère de la Justice)
- 大審裁判所犯罪被害者補償委員会 (Commission d'indemnisation des victimes d'infractions : CIVI)
- テロ及び犯罪被害者補償基金 (Fonds de garantie victimes des actes de terrorisme : FGTI)
- 全国被害者支援調停協会 (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation : INAVEM)

1 理念

- 被害者補償の財源とするため、全ての損害保険について1つの損害保険につき 3.3 ユーロを補償基金 (FGTI) に組み入れることとしている。損害保険に加入することは義務であり、社会の連帯、相互扶助の精神に基づくものである。刑事訴訟法により、被害者の権利を行使できるよう国が保障しているが、被害者補償は直接国ではなく、補償基金 (FGTI) が行っているものである。
- 被害者への補償を行う補償基金 (FGTI) に対し、国家はいかなる資金拠出も行っていない。補償は求償可能であることに留意されるべきである。
また、補償基金には、2008 年に、被害者が被った損害について刑事裁判所が加害者に言い渡した損害及び賠償に関する支払いを、被害者が容易に徴収できるよう「犯罪被害者に対する損害賠償の回収支援サービス (SARVI)」が創設されている。

2 財源

- 税金ではなく損害保険契約を被害者補償の財源としたことについて、所得税は一定の収入がないと徴収できないが、収入が課税対象とならない低所得者も損害保険契約は行っているケースが多く、損害保険契約からの方が徴収しやすいと考えられることによる。国が徴収に関与しないが損害保険に義務的に課せられるという意味で、俗にパラフィiscal (para-fiscal) と呼ばれる。なお、徴収は、保険契約数に 3.30 ユーロを乗じた額を基金から各保険会社に請求し、保険会社がこれを振り込む方法で、保険会社には特に手数料等は支払われない。

3 支給対象

- 軽身体犯及び財産犯並びに車両への放火の被害者に対する補償額には上限が設けられ、重身体犯の被害者に対する補償額には上限額が設けられていない理由は、財政上の理由による。

(ア) 不支給事由・減額事由

- 法律上は、申請期間を過ぎた場合以外は不支給の条件は決まっていない。ケースバイケースで判断する。
- 国家補償は、刑事裁判の有無にかかわらず受けることができるが、客観的に犯罪被害が存在したこと、それが被害者の身体・精神に重大な結果をもたらしたことを証明する必要がある。
 - ・被害の認定のために、警察への被害届は必要なく、被害者補償と警察への被害届の提出とは関係がない。補償委員会（CIVI）の陪席には INAVEM など民間人が入っている。
- 被害の認定には証人の証言が必要である。必ずしも証人出廷の必要はないが、警察への届出がなければ証明が難しくなるといったことはあり得る。
- 減額事由となる犯罪被害者等の過失とは、例えば、麻薬取引での紛争、被害者が自ら進んで他人の喧嘩に関与したような場合である。
- 被害者の過失による減額については、刑事の一件書類を検察官に請求してケースバイケースで判断する。減額基準はない。減額の判断は、補償委員会（CIVI）で行うことが多い。

(イ) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

- 加害者と被害者が家族であることをもっぱらの理由として補償が不支給となった事例はない。

(ウ) 国外犯

- 国外でフランス国籍保有者が犯罪被害に遭った場合も国家補償の対象となる。

(エ) 遡及効の有無

- 遡及適用は行われたい。国家補償制度は犯罪（被害）日に施行されていた法律による。

4 支給額算定方法

- 補償額の裁定（補償基金による補償額提示（判定））のための具体的な裁定基

準について)

- ・ 死亡時の補償の基準表 (資料 1)
- ・ 恒久障害の場合の補償額の基準表 (資料 2)
- ・ 慰謝料 (資料 3)
- 併給調整 (社会保障等の給付との調整に関する算定方法について)
 - ・ 損害補償の性格を有する給付 (失業補償、医療費、民間保険、障害年金、遺族年金等) については調整の対象となり、これを差し引いた被害補償金を支払う。一方、損害補償の性格を有しない給付 (住宅手当、家族手当、最低賃金補償、新入学・児童手当等) は調整の対象とならない。
 - ・ 障害年金及び遺族年金については、将来支払われる分も平均額を算出して調整する。また、補償金を支払った後に年金等が支払われた場合には、返還請求できる (まれなケースとのこと)。
- 差額請求
 - ・ 補償基金が犯罪被害者等に補償金を支払った後、私訴又は通常の民事の裁判によりそれよりも高い額の損害賠償が命じられた場合、犯罪被害者等はその差額を補償基金に請求することができ、補償基金はその差額を犯罪被害者等に支払うこととなっており、実質的に補償基金が加害者の損害賠償債務を立て替え払いする機能を有しているが、実際には刑事裁判が先に言い渡されることが普通なので、件数は非常に少ない。
- 心理カウンセリング
 - ・ 病院で実施される心理カウンセリングの費用は、医療費として医療保険の対象となる。個人による心理カウンセリングの費用は医療保険の対象とならず、被害補償制度により補償される。具体的には、専門の医師による診断によりカウンセリングの必要性が証明された場合に補償の対象となる。

5 支給状況

- 申請から支給までの平均的な期間
 - ・ 補償基金 (FGTI) が提示した額で被害者が納得した場合は 3 ~ 4 か月。
 - ・ FGTI の提示額に被害者が納得せず裁判になると事実を調査しなければならなくなるため、長期にわたることもある。
- 最近の平均的な補償額 (重傷害、軽傷害、財産被害) (資料 4)

6 求償

- 求償の手続きについては、和解が優先される。加害者と FGTI が支払い可能な金額について話し合う。FGTI は、求償を行うための権限 (銀行口座情報や受刑者のデータベースへのアクセス権) を付与されるとともに、債権者

である加害者の給料等の差押えを行うことができるが、他の債権者よりも優先されているわけではない。

○最近の求償額と割合（2001年～2011年）（資料5）

7 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制若しくはその履行を担保する制度ないし方策

○損害賠償の立替払い制度

軽犯罪（軽い傷害や暴行等）の補償については、数が多く、証明が難しいことから補償も難しいため、2008年から立替払い制度（補償基金（FGTI）に委任された損害賠償の回収支援サービス（＝SARVI）が始まった。

- ・立替払いは、裁判所の賠償命令を執行するものであり、民事裁判ないし刑事裁判における付帯私訴が要件であり、裁判所で債務名義を受ける必要がある。（補償委員会（CIVI）に国家補償の申請ができる被害者には SARVI の適用はない。）

8 その他

○テロ及び大規模事故（航空機事故、列車事故、大型客船の沈没事故等）により多くの犠牲者が生じた場合、海外での被害の場合も含めて、国家として司法省は被害者をすぐに救済する。

- ・大規模事故への司法省の対応方針は、次の3つである。

- ① 大規模事故の被害者を支援する
- ② 被害者へ情報提供を行う
- ③ 和解での補償を優先して支援する

- ・大規模事故の被害者支援について、被害者へのサービスは無料であり、被害者救済のためのアソシエーションが入り、受け入れ、相談、カウンセリング、法的支援、医療のサービスを提供する。

- ・大規模事故の場合の補償は、民事訴訟による方法と和解による方法があるが、裁判は非常に長くかかることから、和解を希望する被害者には協約を結べるよう、司法省がコーディネートする。協約には保険会社や弁護士等が入っており、仮払い金が短期間に支払われることが可能である。

- ・司法省は、HIV、アスベスト、大規模事故などの被害者数の多いデリケートな案件については介入しており、民事訴訟のための旅費やカウンセリングのための費用を支出している。

○被害後、補償を受ける前に死亡した犯罪被害者等の補償請求権は相続人に相続される。これは、被害者補償の権利性が強まっていることを意味する。

○FGTI の体制 …約 300 人

※ 資料1 被害者死亡時における近親者の精神的苦痛に対する補償

精神的苦痛とは、直接被害者の死亡により近親者がこうむる精神面での損害である。最も近い近親者に対する補償を典型的にするとすれば、その近親者が被害者と同居していた場合は、損害がもっとも大きいとみなすべきである。この同居生活の実態があれば、血族関係がない近い者に対する補償も可能になる。

配偶者（または内縁関係の相手）の死亡に対する補償	20,000€ ～ 30,000 €
父親または母親が死亡した場合に子が受ける損害補償 <ul style="list-style-type: none"> - 未成年の子 - すでに片親を亡くしている未成年の子 - 親と同居の成人した子 - 親と別居の成人した子 	<p>20,000 € ～ 30,000 €</p> <p>40% ～ 60%の加算</p> <p>15,000 €～20,000 €</p> <p>11,000 €～15,000 €</p>
子が死亡した場合に親が受ける損害補償 <ul style="list-style-type: none"> - 子と同居していた場合 - 子と別居していた場合 	<p>20,000 €～30,000 €</p> <p>15,000 €～20,000 €</p>
兄弟・姉妹が死亡した際の損害補償 <ul style="list-style-type: none"> - 同居していた兄弟・姉妹 - 別居していた兄弟・姉妹 	<p>9,000 € ～12,000 €</p> <p>6,000 € ～ 9,000 €</p>
孫が死亡した場合の祖父母への損害補償 <ul style="list-style-type: none"> - 同居していた孫 - 別居していた孫 	<p>11,000 €～14,000 €</p> <p>7,000 €～10,000 €</p>
祖父母が死亡した場合の孫への損害補償 <ul style="list-style-type: none"> - 同居していた祖父母 - 別居していた祖父母 	<p>11,000 €～14,000 €</p> <p>7,000 €～10,000 €</p>

上記以外の被害者の親族・近親者は、補償の裏付けとなる個別の精神的な結びつきを証明しなければならない。このときの補償の上限額は、例外的な場合でなければ5千ユーロを超えない。

※ 資料 2

「身体的な損害補償の算定基準」 (REFERENTIEL INDICATIF REGIONAL DE L'INDEMNISATION DU PREJUDICE CORPOREL)

2012	0～10歳	11～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71～80歳	81歳以上
1～5%	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700
6～10%	1,700	1,590	1,480	1,370	1,250	1,125	1,000	875	750
11～15%	1,900	1,780	1,660	1,540	1,400	1,250	1,100	950	800
16～20%	2,100	1,970	1,840	1,710	1,550	1,375	1,200	1,025	850
21～25%	2,300	2,160	2,020	1,880	1,700	1,500	1,300	1,100	900
26～30%	2,500	2,350	2,200	2,050	1,850	1,625	1,400	1,175	950
31～35%	2,700	2,540	2,380	2,220	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000
36～40%	2,900	2,730	2,560	2,390	2,150	1,875	1,600	1,325	1,050
41～45%	3,100	2,920	2,740	2,560	2,300	2,000	1,700	1,400	1,100
46～50%	3,300	3,110	2,920	2,730	2,450	2,125	1,800	1,475	1,150
51～55%	3,500	3,300	3,100	2,900	2,600	2,250	1,900	1,550	1,200
56～60%	3,700	3,490	3,280	3,070	2,750	2,375	2,000	1,625	1,250
61～65%	3,900	3,680	3,460	3,240	2,900	2,500	2,100	1,700	1,300
66～70%	4,100	3,870	3,640	3,410	3,050	2,625	2,200	1,775	1,350
71～75%	4,300	4,060	3,820	3,580	3,200	2,750	2,300	1,850	1,400
76～80%	4,500	4,250	4,000	3,750	3,350	2,875	2,400	1,925	1,450
81～85%	4,700	4,540	4,180	3,920	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500
86～90%	4,900	4,630	4,360	4,090	3,650	3,125	2,600	2,075	1,550
91～95%	5,100	4,820	4,540	4,260	3,800	3,250	2,700	2,150	1,600
96%以上	5,300	5,010	4,720	4,430	3,950	3,375	2,800	2,225	1,650

※ 資料3 慰謝料

慰謝料とは、外傷疾患が続く間、症状固定日までに被害者が受ける全ての身体的及び精神的な苦痛に対する補償を指す。

注:症状固定日以降は、苦痛は恒常的なものとして、恒久機能障害への補償に組み込まれる。

医療と法律の面から割り出した相場にしたがって、苦痛に対する慰謝料の補償額は以下の通りである。

1 / 7	ごく軽度	最大 1,500 €
2 / 7	軽度	1,500 ~ 3,000 €
3 / 7	軽中度	3,000 ~ 6,000 €
4 / 7	中程度	6,000 ~ 10,000 €
5 / 7	重度に近い	10,000 ~ 22,000 €
6 / 7	重度	22,000 ~ 35,000 €
7 / 7	特に重度	35,000 €以上

※ 資料4 一人あたりの平均的な補償額 (Montant moyen d'indemnisation)

	重障害 (Corporel grave)	軽障害 (Corporel léger)	財産の被害 (Matériel)
	額	額	額
2001	15,842,35	2,098,83	1,660,02
2002	15,977,91	2,312,75	1,658,14
2003	16,362,81	2,273,55	1,765,50
2004	16,346,60	2,364,83	1,818,06
2005	16,457,31	2,334,63	1,930,66
2006	16,327,47	2,606,37	1,897,99
2007	18,633,99	2,576,60	1,951,92
2008	19,338,13	2,811,86	1,871,59
2009	20,744,55	2,863,91	1,757,90
2010	20,376,40	2,435,35	1,742,51
2011	20,282,50	2,541,13	1,984,30

※ 資料5 求償の額と割合 (Montant des encaissements par année d'affectation)

	重障害 (Corporel grave)		軽障害 (Corporel léger)		財産犯 (Matériel)	
	額	割合	額	割合	額	割合
2001	41,317,785	21.8%	213,244	37.0%	193,879	29.5%
2002	35,332,411	21.2%	332,731	33.7%	212,187	24.3%
2003	39,181,947	20.0%	346,982	34.7%	234,417	24.5%
2004	49,743,779	22.8%	414,436	36.8%	269,776	25.8%
2005	41,526,360	19.6%	455,004	35.0%	290,589	24.5%
2006	37,601,987	17.9%	481,384	34.1%	308,005	25.0%
2007	34,334,438	16.1%	375,509	27.4%	249,485	21.1%
2008	28,212,586	13.8%	372,901	24.4%	235,162	20.4%
2009	23,918,215	14.3%	380,398	24.0%	206,221	15.9%
2010	15,795,607	10.1%	186,083	15.7%	127,590	10.5%
2011	8,397,816	5.9%	95,855	8.1%	49,225	4.4%